

令和5年 第2回留寿都村農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和5年3月27日
2. 開会時刻 午後 1時29分 開会
3. 閉会時刻 午後 1時51分 閉会
4. 開催場所 留寿都村役場第1会議室
5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	高田 勝	6	吉本 康朗	11	仁司 利幸
2	今井 稔	7	石井 功		
3	合田 和弘	8	佐竹 功次		
4	神山 貴明	9	大友 清光		
5	近藤 憲一	10	西原 達也		

6. 欠席委員
なし
7. 会議規則第12条第3項の規定により出席した者の職氏名
事務局長 工藤 勝一
主 事 佐藤 優大
8. 総会の議案 別紙のとおり。
9. 発言の要旨及び議事の概要
 - (1) 仁司会長が席につき議事を進行する。
 - (2) 会期を本日1日限りと決定する。
 - (3) 議事録署名委員に、5番近藤委員、6番吉本委員を指名する。
 - (4) 発言の要旨は別紙のとおり。

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>只今から令和5年第2回留寿都村農業委員会総会を開会致します。直ちに会議に入ります。本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、総会を開会いたします。それでは、開会に当たりまして、仁司会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶)</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名については、会議規則第9条の規定に基づき、5番近藤委員、6番吉本委員を指名します。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、決定いたします。</p> <p>日程2、会期の決定については本日1日限りとしたいが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定します。</p> <p>それでは、日程3、議案第1号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号は合意解約の案件となっております。議案の3頁をご覧ください。</p> <p>No.1について説明いたします。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします。議案第1号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは議案第1号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程4、議案第2号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号につきましては、農地法第3条の規定による使用貸借が1件、贈与が1件となっております。議案の5頁をご覧ください。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>説明は以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 (なしの声) それではお諮りします。議案第2号について、原案どおり決定してよろしいか。 (異議なしの声) それでは議案第2号を原案どおり決定いたします。 それでは、日程5、議案第3号について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号につきましては、令和5年度最適化活動の目標の設定等についてとなっております。</p> <p>本件につきましては、令和4年の2月2日に出された農林水産省経営局長通知（以降、「国の通知」と言わせていただきます。）に基づき、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定する必要があることから上程するものであります。</p> <p>それでは議案の7頁をご覧ください。</p> <p>農業委員会の状況については、当農業委員会の体制や留寿都村の農家数等を記載しております。</p> <p>続きまして議案の8頁をご覧ください。</p> <p>8頁では、最適化活動の目標について記載しております。1の(1)農地の集積の①については、本村の現況及び課題を記載しており、②については目標を記載しております。右下の今年度末の目標集積率が90.3%となっておりますが、これは、北海道が策定している北海道農業経営基盤強化促進基本方針で目標としている令和12年度末で95%程度という目標を逆算して90.3%で設定しております。</p> <p>(2)につきましては遊休農地の解消となっておりますが、留寿都村には遊休農地がございませんので、課題のみ記載しております。</p> <p>続きまして議案の9頁をご覧ください。</p> <p>(3)については、新規参入の促進となっております。①については現状及び課題を記載しております。②については目標を記載しておりますが、上段の権利移動面積につきましては、過去3年間の権利移動面積及び平均となっております。令和元年度から令和3年度の実績と平均の面積を記載しております。下段の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、国の通知に基づき、上段の平均の1割以上となっていることから、1割の8.8haとして設定しております。</p> <p>続きまして2の最適化活動の活動目標ですが、(1)の推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、令和4年度の利用集積会議、それに係る現地確認の実績に加え、農地パトロールを10日間行っ</p>

	<p>ていただいたと仮定した場合、会長、職務代理者を除いた委員各位の実績が平均で年間12日程度となった事から、月当たりには換算し、委員一人当たりが月に1日最適化活動を行うという目標を設定いたしました。</p> <p>(2) の活動強化月間の設定目標につきましては、国の通知に基づき、最低3回の設定が必要となっており、当委員会としましては、例年8月に実施している農地パトロールを遊休農地の解消に係る取組として、主に冬に実施している利用集積会議等を農地の集積に係る取組として設定しております。</p> <p>(3) の新規参入相談会への参加目標は、参加回数は1回とし、相談会の内容に記載のとおり、実際に新規参入の相談があった場合に参入希望地区の担当委員に同席頂き、相談を受けるような形を想定しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 (なしの声)</p> <p>それではお諮りします。議案第3号について、原案どおり決定してよろしいか。 (異議なしの声)</p> <p>それでは議案第3号を原案どおり決定いたします。 それでは、日程6、議案第4号について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてとなっております。</p> <p>本件につきましては、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法第7条の規定により、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならない」と改正されることから、農業委員会は、令和4年3月末までに指針を策定する必要があることから上程するものであります。</p> <p>それでは議案の11頁をご覧ください。</p> <p>第1基本的な考え方については、「法第7条第1項に基づき、農業委員が、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、留寿都村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。」などの内容を記載しております。</p> <p>続きまして議案の12頁をご覧ください。</p> <p>第2具体的な目標、推進方法及び評価方法の(1)(2)については、先ほどの議案の活動目標と同様に、遊休農地の発生を防止するた</p>

	<p>めの活動を記載しております。</p> <p>続きまして議案の13頁をご覧ください。</p> <p>(1) 担い手への農地利用集積目標についても、先ほどの活動目標と同様に、北海道が策定している北海道農業経営基盤強化促進基本方針で目標としている令和12年度末で95%程度という目標を逆算して設定しております。また、令和12年度以降については、95%以上の目標は見込まず、95%を維持していくものとして設定しております。</p> <p>(2) 以降については、農業委員会法の改正に伴い、地域計画の策定や農地中間管理機構等との連携が必要となることから、その具体的な活動を記載しております。</p> <p>続きまして議案の14頁をご覧ください。</p> <p>3. 新規参入の促進については、過去の新規参入者の実績を基に積算し5年で1名として目標としております。また、14頁から15頁の中段までその具体的な活動を記入しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします。議案第4号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは議案第4号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程7、議案第5号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号につきましては、下限面積の廃止についてとなっております。</p> <p>下限面積は、平成21年に施行された改正農地法に規定された内容のうち、農地法第3条第2項第5号に定める農地について、農家として認められる最低限の面積「下限面積」の設定が市町村農業委員会の裁量権で設定できることとなったこと、並びに現況に則した形で農地法を運用することが前提となっているため、1年に1回、総会にて審議し、決定することとなっております。令和4年度においても、4月28日の第5回農業委員会総会で1haと決定していたところです。</p> <p>今回、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法で「下限面積制度」が廃止されることから、本村においても下限面積を廃止し、その旨告示等により周知するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

	<p>議案第5号について、原案どおり決定してよろしいか。 （「異議なし」の声） それでは原案どおり決定といたします。 本日、予定した案件は全て終了いたしました。皆さんから何かございませんか。（特になしの声） それでは、事務局から諸般の報告をお願いします</p>
事務局	<p>諸般の報告をいたします。 （資料を基に報告）</p>
議長	<p>その他、なければ以上をもちまして、令和5年第2回留寿都村農業委員会総会を終了いたします。</p>
	<p>以上、議事録をもって顛末とする。</p> <p>閉 会 午後 1時51分</p>